

愛知大学東亜同文書院大学記念センター 設立趣意書

東亜同文書院は一九〇一年、中国・上海に創立され、一九四五年敗戦による廃校までに約半世紀近い歴史をもつ。戦前海外に設けられた日本の高等教育機関としては最も古い歴史を有する。この経営母体は一八九八年設立された東亜同文会であり、当初近衛篤磨（当時貴族院議長）を会長とし、文化教育を通して日本、中国、朝鮮三国と提携し、アジアの平和を図ろうとした。その活動は、のちには、東亜同文書院（一九三九年大学となる）等の経営を中心とする教育研究によって代表されるようになった。

敗戦により東亜同文書院大学は廃校となり、東亜同文会も解散した。同校最後の学長であった本間喜一ら東亜同文書院大学の教職員が中心となり、同文書院大学はじめ海外にあった大学から引揚げた学生達のために創設されたのが愛知大学である。初代学長は林毅陸（東亜同文会理事、枢密顧問官、前慶応義塾総長）、理事は本間喜一（東亜同文書院大学学



愛知大学設立趣意書の碑

長、本学二代、四代学長)、小岩井浄(東亜同文書院大学教授、本学三代学長)らであり、創立時の教職員、学生は大半が東亜同文書院大学関係者で占められていた。愛知大学設立の基礎となった「霞山文庫」、日中文化交流の架け橋ともいべき「中日大辞典」、両校関係者の努力の結果現存している「同文書院学籍簿」などは、東亜同文書院大学と愛知大学との関係を如実に示すものである。

愛知大学は、東亜同文書院大学とは別の法人であるが、同時に「同文書院を背景に持っているからこそこれだけの愛知大学ができた」(創立者本間喜一の談話)のである。その故にこそ、「同文書院の出身者にとっては、愛知大学はいわば母校的な存在であり、書院生と同窓会である社団法人「滬友会」とは親密な関係になる」(滬友会刊『東亜同文書院大学史』より)のであり、また愛知大学にとっても、東亜同文書院大学は生みの親ともいべき存在といえる。現在、東亜同文会を継承する霞山会とは、理事の相互就任をはじめ密接な関係があり、また一九九一年東亜同文書院記念基金会からは寄託を受け、昨年には孫文・辛亥革命と深い係わりをもつ山田良政・純三郎(ともに同文書院教員)関係資料の受け入れが実現するなど滬友会とも親密な関係がある。

愛知大学東亜同文書院大学記念センターの設立は、東亜同文書院大学の教育研究上の業績をあきらかにするとともに、「世界文化と平和に寄与すべき新日本の建設に適する国際的視野と教養をもつ人材」(愛知大学設立趣意書より)の育成をめざす本学の今後の発展に寄与しようとするものである。

一九九三年五月三十日

愛知大学東亜同文書院大学記念センター 規 程

(名称)

第1条 本学に愛知大学東亜同文書院大学記念センター（以下「記念センター」という。）を置く。

(目的)

第2条 記念センターは、東亜同文書院大学（以下「同文書院」という。）に関する資料を蒐集、保存、展示し、その教育研究上の業績をあきらかにするとともに、本学の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 記念センターは、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 一、「愛知大学設立の経緯と東亜同文書院大学」・「孫文・山田兄弟と辛亥革命資料」ほか同文書院に関する資料等の常設展示室の設置及び運営に関すること
- 二、同文書院に関する重要な資料の蒐集、整理、保管に関すること
- 三、滬友会の委託業務に関すること
- 四、その他記念センターの目的達成に必要な事業

(組織)

第4条 記念センターに会長及び運営委員会を置く。

(会長)

第5条 会長は、学長をもってあてる。

会長は記念センターを代表する。

(運営委員会)

第6条 運営委員会（以下「委員会」という。）は、記念センターの事業及び運営に関する事項を審議・決定し、その運営にあたる。

委員会は、委員長一名及び委員十二名以内をもって構成する。

委員会は、委員長が招集し、議長となる。

委員会は、必要に応じて滬友会と連絡会を開いて事業の運営等に関し意見を聞く

ものとする。

(委員長)

第7条 委員長は、委員会からの推薦により学長が委嘱する。

委員長は、会長を補佐して記念センターの業務を統轄する。

(委員)

第8条 委員は、本学教職員のなかから学長が委嘱する。

前項の規定にかかわらず、滙友会から推薦された委員若干名を委嘱することができる。

(委員長及び委員の任期)

第9条 委員長及び委員の任期は、三年とする。ただし、再任を妨げない。

(幹事)

第10条 委員会に幹事を置く。

幹事は、事務職員のなかから学長が委嘱する。

幹事は、委員長の指揮をうけて業務を処理する。

(顧問)

第11条 記念センターに顧問を置く。

滙友会会長、霞山会会長、東亜同文書院記念基金会会長及び愛知大学同友会理事長は、顧問となる。

顧問は、記念センターに関する重要な事項について、会長の諮問に応ずる。

(賛助会員)

第12条 記念センターの目的に賛同する者は、委員会の議決を経て、記念センターの賛助会員とすることができる。

賛助会員は、個人及び団体とする。

賛助会員の資格、会費その他必要な事項は、別に定める。

附則(制定)

この規定は、一九九三年四月二十二日から施行する。